

## 約款(LION FX のお客様用)対比表

2023 年 11 月 20 日

(青字部分は追加箇所)

現 行	変 更 後
<p>第 34 条 (解約)</p> <p>前文省略お客様が次の各号または第 21 条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されま す。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジション が残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債 務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な 限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お 客様が次の (7) ~ (11) (19) (20) のいずれかに該当する と当社が判断した場合、当社は、事前の通知をすることなく、 当該口座を凍結いたします。当該口座の残高の取扱いについて は、法令等に基づき、当社にて判断することとします。また、 過去の取引まで遡って該当すると当社が判断した場合、過去の 取引まで遡って約定を無効とすることができるものとします。 これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様 に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を 被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うも のとなります。なお、当社は、約定の無効によりお客様に生じた 一切の損害につき、当社の故意または重大な過失により損害が 生じた場合を除き、お客様に対して何らの責任も負わないもの とします。</p> <p>(1) ~ (17) 省略</p> <p>(18) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただ く確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を 理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(19) ~ (24) 省略</p>	<p>第 34 条 (解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 21 条に掲げる事項のいずれかに該 当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時 においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する 場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存す る場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度におい て本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の (7) ~ (11) (19) (20) のいずれかに該当すると当社が判 断した場合、当社は、事前の通知をすることなく、当該口座を 凍結いたします。当該口座の残高の取扱いについては、法令等 に基づき、当社にて判断することとします。また、過去の取引 まで遡って該当すると当社が判断した場合、過去の取引まで遡 って約定を無効とすることができるものとします。これにより お客様の口座に不足金が生じた場合、当社はお客様に当該不足 金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場 合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとしま す。なお、当社は、約定の無効によりお客様に生じた一切の損 害につき、当社の故意または重大な過失により損害が生じた場 合を除き、お客様に対して何らの責任も負わないものとしま す。</p> <p>(1) ~ (17) 省略</p> <p>(18) お客様の年齢が、満 <del>76</del><b>75</b> 歳に達した際に記入していただ く確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を 理解されていないと当社が判断したとき、<b>または預託証拠金 額がなく、一定期間、ログインおよび口座の動き (入出金およ び取引) が確認できなかったとき</b></p> <p>(19) ~ (24) 省略</p>
2023 年 6 月 26 日現在	2023 年 11 月 20 日現在